

新規学卒者
U・Iターン者
対象

ふるさと就職奨励金

芦別市で就職を考えているみなさん！！

芦別市に住み、芦別市の事業所に勤めると「ふるさと就職奨励金」が交付されるチャンス！

※大企業や地方自治法に規定する公共団体及び公共的団体等は除きます。

1 市内に居住し、市内の事業所に就職した
新規学卒者・Uターン・Iターンの方に、

雇用期間1年経過後～10万円
雇用期間2年経過後～10万円
雇用期間3年経過後～10万円
雇用期間4年経過後～10万円
雇用期間5年経過後～10万円

TOTAL

最大50万円分

地域限定商品券を交付します！！



なんと！

2 芦別高等学校を卒業後、市内に居住し、
市内の事業所に1年以内に就職した新規学卒者の方に、

雇用期間1年経過後～20万円
雇用期間2年経過後～20万円
雇用期間3年経過後～20万円
雇用期間4年経過後～20万円
雇用期間5年経過後～20万円

TOTAL

最大100万円分

地域限定商品券を交付します！！



さらに！

3 ふるさと就職奨励金交付対象者のうち、
奨学金の返済を行っている方に対し、

交付申請日における未償還額の2分の1以内、年額24万円（月額ベース2万円）を上限とし、交付決定日以降、最初の返済日の属する月から起算して、12か月の期間を超えるごとに年間分を一括交付します。

5年間で

最大120万円

交付します！！



ふるさと就職奨励金制度の詳細はこちらをチェック！



◎交付対象となる方

- ①市内事業所（中小企業基本法に規定する中小企業（小売業・サービス業・卸売業）など）に就職した新規学卒者（※1）、Uターン者（※2）、Iターン者（※3）。
※大企業や地方自治法に規定する公共団体及び公共的団体等は除く。
 - ②1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である旨の労働契約（雇用期間に定めのないものであって、1週間の所定労働時間が30時間以上のもの）に基づき雇用され、雇用保険一般被保険者となっていること。
- （※1）新規学卒者 … 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専門学校又は専修学校を卒業して1年以内の30歳未満の方。
- （※2）Uターン者 … 過去に市内に居住していた方が市外に転出し、市外で就職又は就学した後に、本市に再転入した50歳未満の方。（就職日から起算して前後6ヶ月以内に本市に転入していること）
- （※3）Iターン者 … 過去に市内に居住したことがない方で、本市に転入した50歳未満の方。
（就職日から起算して前後6ヶ月以内に本市に転入していること）

◎対象となる奨学金

- ①芦別市奨学金貸与条例に基づく奨学金
- ②独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第1種・第2種）
- ③芦別市以外の地方公共団体が貸与する奨学金
- ④その他市長が認める貸与型奨学金

◎申請に必要な書類

【ふるさと就職奨励金のみ対象の場合】

- ①住民票
- ②市税の納税証明書
- ③内定通知書等連絡文書の写し
- ④雇用契約書の写し
- ⑤雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ⑥卒業証明書または卒業証書の写し（新規学卒者のみ）

【奨学金返済支援も対象の場合】

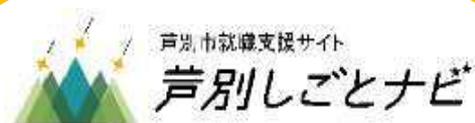
上記①～⑥のほかに、

- ⑦奨学金の貸与を証する書類の写し
- ⑧奨学金の返還金額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- ⑨大学等の卒業証明書等の写し など

※交付申請は就職した日から6ヶ月以内に行っていただく必要があります。

※就職後5年の間に退職または市外に転出した場合は、その日の属する年分以後の分は交付されません。

※そのほか詳細につきましては下記までお問い合わせください。



芦別市内の求人だけを載せた、
就職支援サイトです。
詳細はこちらをチェック！！



芦別しごとナビ

検索



【お問い合わせ】 芦別市役所 商工観光課商工振興係

電話：0124-27-7376（直通）

メール：syoukou@city.ashibetsu.hokkaido.jp